

(R8)

改定	現行	備考
共通仕様書 （建設関連業務） [測量業務] 令和8年10月以降 宮城県土木部	共通仕様書 （建設関連業務） [測量業務] 令和7年10月以降 宮城県土木部	

改 定	現 行	備 考
第 1 章 総則 第106条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途国土地理院より定めるマニュアルによるものとする。	第 1 章 総則 第106条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。	
第118 条 成果物の提出 1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。 4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・令和7年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（国土交通省【測量編】・令和7年3月）」に基づくものとする。	第118 条 成果物の提出 1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。 4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・令和6年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（国土交通省【測量編】・令和6年3月）」に基づくものとする。	

改 定	現 行	備 考
第120条検査 1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。 2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。 3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１） 測量業務成果物の検査 （２） 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和7年3月）」に基づくものとする。	第120条検査 1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。 2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。 3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１） 測量業務成果物の検査 （２） 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和6年3月）」に基づくものとする。	
第136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。	第136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	

改 定	現 行	備 考
第140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS ）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 7 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者選定型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	第140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS ）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 6 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	